

京都市特別会計条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第65号）（理財局財務部主計課）

本市が施行する市街地再開発事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、新たに市街地再開発事業特別会計を設置することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第65号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 市街地再開発事業特別会計 本市が施行する市街地再開発事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(理財局財務部主計課)